

会 長 談 話

過日、当会会員が、同会員の依頼者の債権者等への傷害罪の疑いにより逮捕されたとの報道がなされました。

同会員の被疑事実の真偽については、今後の捜査及び裁判の結果を待たなければなりません。報道されている被疑事実が事実であるとし、弁護士業務に対する社会的信用を傷つける重大なものであり、容認できないものです。

当会は、弁護士が市民に信頼される存在であることを目指しており、所属する弁護士に対しても、自覚のある行動を求めています。一部会員の行為によって弁護士全体あるいは弁護士会の信頼が害されることは、大変に残念なことです。

当会としては、今後、会員の倫理意識を一層高め、会員一人一人にさらなる自覚を求め、努力を重ねる所存です。

2010年7月15日

大阪弁護士会

会 長

金 子 武 嗣